

CSW69北京+30に向けた勉強会 —障害のある女性—



DPI女性障害者ネットワーク

代表 藤原久美子

本日の流れ

- ①自己紹介と自分自身の体験
- ②障害女性が置かれる現状と課題
- ③優生保護法と障害女性
- ④障害者権利条約と女性差別撤廃条約へのロビイング活動と勧告

自己紹介

自立生活センター

神戸Beすけっと 事務局長

DPI女性障害者ネットワーク代表

DPI日本会議（障害者インター
ナショナル・ジャパン）常任委員

自立生活センター(CIL)

*Center for
independent Living

自立 = 自己決定・自己選択

- ピア(peer) = 対等な立場
- 障害者のプロは、障害者自身
どんなに重い障害があっても地域で
当たり前前の生活ができる社会の実現

自分自身の体験

1964年 兵庫県神戸市生まれ

2人姉妹の長女

8歳 父が病死

17歳 I型糖尿病発症

18歳 高校卒業後、就職

34歳 糖尿病性網膜症 により失明

35歳 視覚障害者（弱視）

障害者更生施設

「大阪ライトハウスで生活訓練

ピアカウンセリングを学ぶために、

「自立生活センター神戸Beすけっと」で

ボランティアとして関わる

40歳で妊娠、医者と親族から 中絶を奨められる

「あなたのため」＝パターナリズム

・障害児が生まれるリスクが高い
母親に視覚障害があって、育てられるのか？

出生前診断も

2005年 出産 育児の困難

周囲の偏見
育児支援の不備

DPI女性障害者ネットワークとの出会い

DPI女性障害者ネットワーク (DWNJ)

1986年 設立

刑法墮胎罪と優生保護法の撤廃
障害女性の自立促進



障害のある女性の複合差別

女性であり障害者であることで、性差別と障害者差別の異なる属性の差別を受けることにより、その困難が幾重にも重なり、複雑に絡み合っ
てその解消が更に困難になること

①障害女性が直面する複合的

あるいは交差的な差別

(2012年発行「障害のある女性の生活の
困難・複合差別実態調査報告書」
より)

<性被害>

●義兄からセクシャルハラスメントを受けたが誰にも言えない。自分は自立できず家を出られないし、家族を壊せないから。あまりに屈辱で言葉にできないから。

(50歳代 視覚障害)

●かつて国立病院に入院中、女性の風呂とトイレの介助、生理パッドの取り替えを男性が行っていた。女性患者は皆いやがって同性介助を求めたが、体力的に女性では無理だと言われた。トイレの時間も決まっていて、それ以外は行かれない。トイレを仕切るカーテンも開けたままで、廊下から見えた。今も同様だと聞く。

(50歳代 難病 肢体障害)

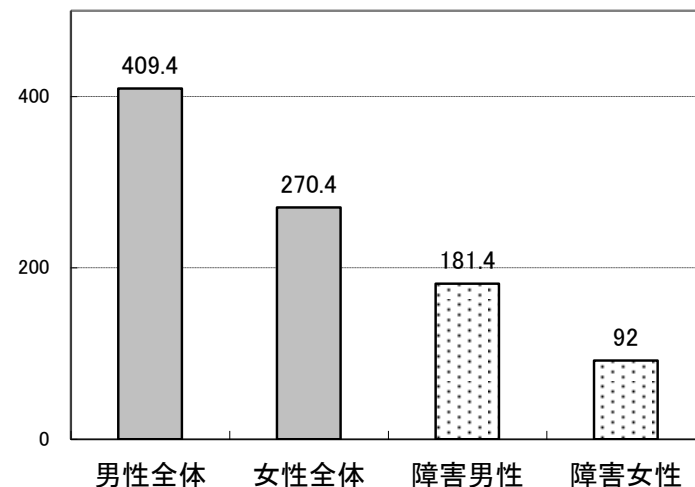
複合差別の実態 障害者生活実態調査

性被害の多さ **35%**

性のある存在として扱われない・異性介助

就労率・収入の低さ

性別クロス集計データがない

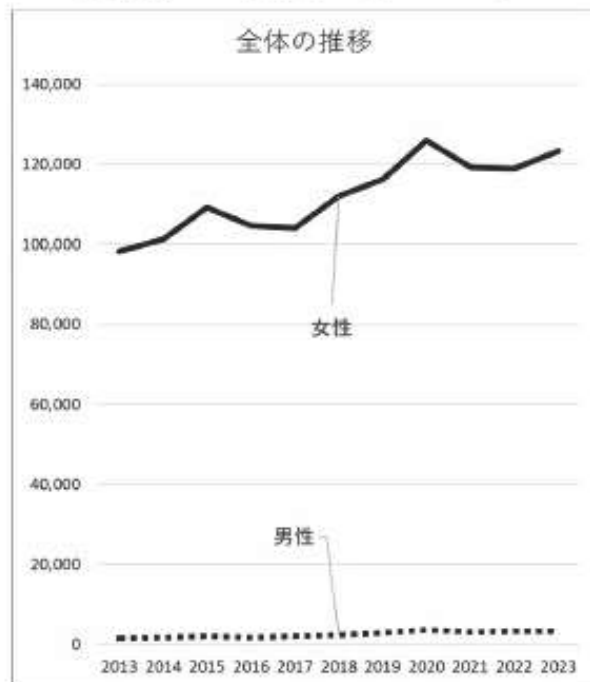


複合差別の実態 DV相談件数の推移

DV相談支援センターにおける相談件数について

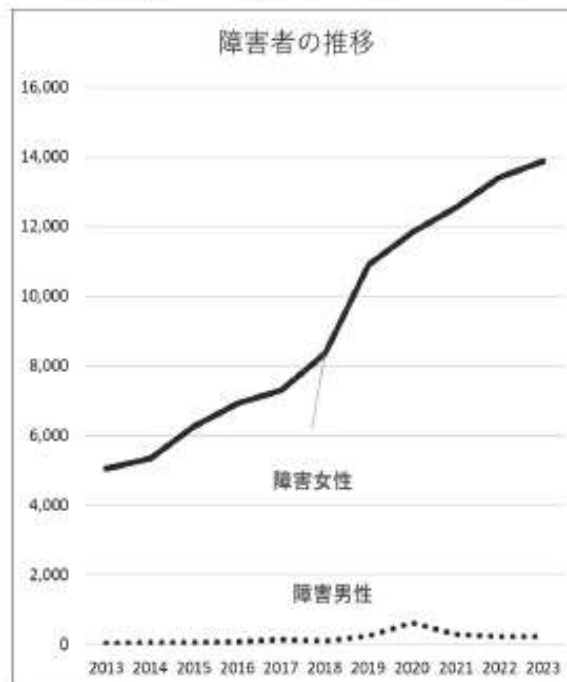
グラフ1 全体の推移

2023年度の総数は2013年度の約1.27倍となっている。



グラフ2 障害者の推移

2023年度の総数は2013年度の約2.78倍となっている。



優生保護法

1948～1996

第一条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

第二条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

三つの優生手術の型

①本人同意不要

優生保護審査会決定

第4条 遺伝性疾患

14,556人 (58%)

第12条 非遺伝性

保護者同意

1,909人 (8%)

16,475 (66%)

※女性 68%

②本人同意

(配偶者同意要)

第3条 遺伝性等・ハンセン

8,518人 (34%)

.....

母体保護 (優生上の中絶も)

③法律外のもの

睾丸・子宮摘出、放射線照射等

①+② (不妊手術) = 24,993人 ※女性75%

昭和30年 (1955年) ピーク

昭和24年（1949年）当時の法制意見

第4条の強制手術の方法は、真に必要やむを得ない限度で身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段も許される場合があること、また、強制手術は基本的人権の制限を伴うが、手続はきわめて慎重で、人権の保障について十分配慮している、なんら憲法の保障を裏切るものということとはできない

母体保護法改正とその後の動き

- ・1994年9月カイロ「国際人口・開発会議」NGOフォーラムに参加

安積 遊歩氏が発言、海外で大きく報道された

- ・1995年2月18日 井出厚生大臣宛、DPI女性障害者ネットワーク（DWNJ）が「優生保護法、刑法墮胎罪の撤廃を求める要望書」を提出
- ・1995年4月27日 全国精神障害者家族会連合会（全家連） 「優生保護法の見直しに関する要望書」提出
- ・1996年1月26日 厚生省宛、日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会総連合会会 「「優生保護法」完全撤廃を求める要望書」は、優生保護法と刑法墮胎罪の同時撤廃を求めた。

1996年9月25日 母体保護法施行

1997年 スウェーデンなど北欧で強制不妊手術が問題に
日本「優生手術に対する謝罪を求める会」結成

1998年 DPI日本会議が国連にレポート提出
国連から日本に勧告

2008年・2014年 1998年 勧告を実施するよう勧告

1998年国際人権（自由権）規約委員会の勧告第31項

「委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人たちの補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告する」。

勸告に対する日本政府の見解 (2006年第297項～第299項)

「平成8年の改正前まで、旧優生保護法（1948年法律第156号）は、遺伝を防止する者による再審査を経て、そのもの（1996年法律第105号）は、優生に削除基償正意ら者手
の遺伝を認められ審議会の厳格な審査を受けることにより、本人が行われたい改正前、優生手術後の手術や
衆衛生の行なう一部を改正するが、同法については、お保護法として子宮摘出を認めない
護法改正され、適法と考へる改正前、優生手術後の手術や本人の同意
り改ざり適法と考へる改正前、優生手術後の手術や本人の同意
さされ適法と考へる改正前、優生手術後の手術や本人の同意
づき適法と考へる改正前、優生手術後の手術や本人の同意
する法律にかかわらず、また、不正手術や本人の同意
の無にかかわらず、また、不正手術や本人の同意
れ無にかかわらず、また、不正手術や本人の同意
であることと理由とした不正手術や本人の同意
術は認められていない」。

1996年 母体保護法成立

1997年 スウェーデンなど北欧で強制不妊手術が問題に
日本「優生手術に対する謝罪を求める会」結成

1998年 DPI日本会議が国連にレポート提出
国連から日本に勧告

2008年・2014年 1998年 勧告を実施するよう勧告

1998年国際人権（自由権）規約委員会の勧告第31項

「委員会は、障害を持つ女性の強制不妊の廃止を認識する一方、法律が強制不妊の対象となった人たちの補償を受ける権利を規定していないことを遺憾に思い、必要な法的措置がとられることを勧告する」。

2015年6月 いづか じゅんこ 飯塚 淳子さん（仮名）が日本弁護士連合会
（日弁連）に人権救済申し立て

2016年3月 国連・女性差別撤廃条約委員会
（CEDAW：シドー）から勧告

■24・25. 「強制不妊手術被害者（70%が女性）の調査、加害者の起訴、有罪となった場合の処罰、被害者の法的救済、賠償及びリハビリテーション」

2016年4月 厚生労働省、被害者・支援者らと
面談開始
被害実態の聞き取り

2017年2月 日弁連が意見書を表明

優生思想に基づく不妊手術と中絶は憲法違反であり、被害者の自己決定権と「性と生殖の健康・権利」を侵害したと指摘し、国に対し、被害者に対する謝罪、補償等の適切な措置を行うよう求めました。

(日弁連H.Pより引用)

2018年1月 ^{さとう}佐藤 ^{ゆみ}由美さん（仮名）が全国初の提訴

全国7地裁 20名の被害者とその家族が提訴

2019年4月 一時金支給法成立・公布・施行

2019年5月 判決（仙台地方裁判所）



不当判決

仙台地裁判決

リプロダクティブ権は憲法で保障される権利
(リプロダクティブ・ヘルス・ライツ
／性と生殖に関する健康権利)



違憲

障害者を差別し、優生思想を根付かせた
訴えられなかった

除斥期間を適用(国家賠償請求権は消滅)

全国の国賠訴訟と経過

原告39名(うち6名死去)

札幌・仙台・東京・静岡・浜松支部・名古屋・大阪・兵庫・
徳島・福岡・熊本・大分

うち2高裁(大阪・東京)で逆転勝訴判決!(2022年)

2022年5月 優生保護法の全面解決を目指す全国連絡会議
(略称:優生連)結成

3地裁(熊本・静岡・仙台)で勝訴判決!(2023年)

2高裁(札幌・兵庫)で逆転勝訴判決

いずれも国が控訴・上告受理申し立て

2023年6月1日 仙台高裁敗訴

2023年11月1日

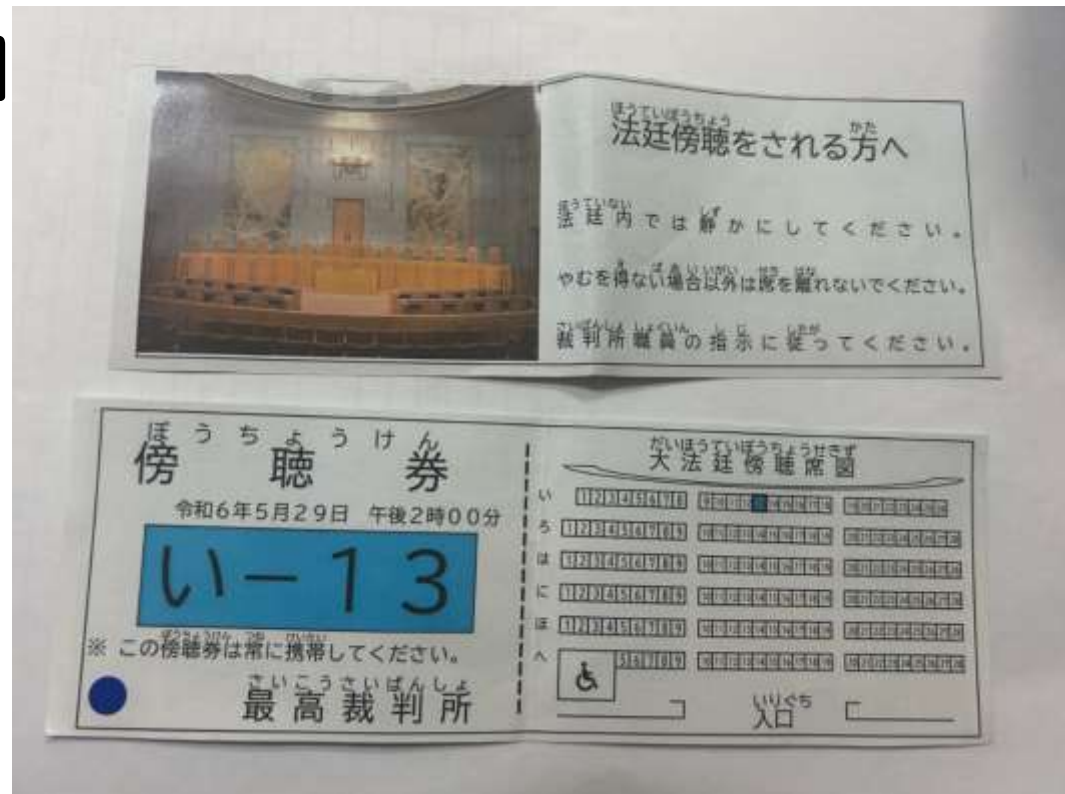
最高裁が5案件（大阪・東京・札幌・兵庫・仙台
各高裁）大法廷回付

2024年1月26日大阪高裁、3月12日名古屋地裁、
5月27日浜松支部、5月30日 福岡地裁 勝訴！

優生連が最高裁宛署名活動 333,602筆提出

2024年5月29日

最高裁
口頭弁論



7月3日 原告側全面勝訴！！

7月4日 こども・家庭庁面談 加藤 鮎子大臣が謝罪

7月17日 岸田文雄首相が謝罪

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現向
けた対策推進本部（2024年7月29日）

8月 2日 小泉龍司法務大臣9月13日

係争中の裁判における基本合意締結

9月30日 2つ目の基本合意締結

（原告団・弁護団・優生連）

10月8日 補償法成立

2025年1月17日 石破首相 謝罪面談

2006年 障害者権利条約採択

『Nothing about us.without us.』

私たち抜きに私たちのことを決めないで！
他のものとの平等を基礎として

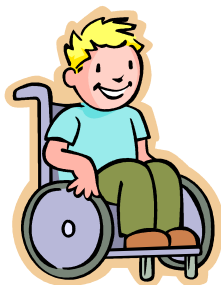
複合的・交差的差別

第6条 障害のある女性と少女の権利

第17条 そのままの状態で保護される権利

医学モデルと社会モデル①

医学モデル＝機能障害に着目



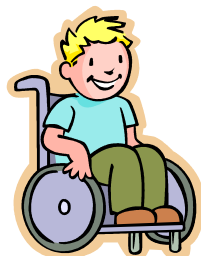
リハビリテーション・手術等

⇒変わるべきは障害者本人

医学モデルと社会モデル②

社会モデル＝

機能障害＋社会との障壁に着目



階段だけでなく、エレベーターや
スロープ設置⇒変わるべきは社会

足に障害のない人は？



合理的配慮 \neq 「配慮」 「思いやり」
Reasonable accommodation

アコモデーション【accommodation】

① （環境などへの）適応。応化。

個人や集団間において、相互の
適合関係を増進すること。

（大辞林 第三版の解説）

障害者権利条約第1回対日審査 2022年8月22・23日



障害女性に関する勧告抜粋①

障害のある女性（第6条）

16. (a) ジェンダー平等政策において、平等を確保し、障害のある女性及び女児に対する複合的かつ（※及び）交差的な差別形態を防止するための効果的かつ具体的な措置を採用すること、及び障害に関する法政策にジェンダーの視点を主流化すること。

(b) 障害のある女性及び女児の全ての人権と基本的自由が等しく保護されることを確保すること、及びそれら措置の設計及び実施において効果的な参加を行うことを含め、障害のある女性及び女児の自律的な力を育成（※エンパワメント）するための措置を講じること。

障害女性に関する勧告抜粋②

搾取、暴力及び虐待からの自由 (第16条)

36. (a) 障害のある女児及び女性に対する性的暴力及び家庭内暴力に関する事実調査を実施し、障害のある児童及び女性に対するあらゆる形態の暴力に対処するための措置を強化すること。被害者が利用可能な苦情及び救済の仕組みに関する利用しやすい情報を提供すること。また、そのような行為が迅速に捜査され、加害者が起訴及び処罰され、被害者に救済策が提供されることを確保すること。

(d) 性犯罪に関する刑事法検討会への、障害者団体の代表者による意義のある参加を確保すること。

障害女性に関する勧告抜粋③

個人をそのままの状態で保護すること (第17条)

38. (a) 全ての被害者が明示的に謝罪され適当に補償されるよう、申請期限を制限せず、情報を利用する機会を確保するための補助的及び代替的な意思疎通の手段とともに、全ての事例の特定と、支援の提供を含む各個人全てに適切な補償を確保するために、障害者団体との緊密な協力の上で、旧優生保護法下での優生手術の被害者のための補償制度を見直すこと。

(b) 障害のある女性への子宮摘出を含む強制不妊手術及び強制的な中絶を明示的に禁止すること、強制的な医療介入が有害な慣習であるという意識を向上させること、また、障害者の事情を知らされた上での同意があらゆる医療及び手術治療の前に行われるように確保すること。

障害女性に関する勧告抜粋④

健康（第25条）

54. (a) 施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）基準の実施及び公的及び民間の保健提供者による合理的配慮の提供を確保することを含め、全ての障害者に質が高くジェンダーに配慮した保健サービスを確保すること。

(e) 質の高い、年齢に適した性及び生殖に関する保健サービス及び包括的な性教育が、全ての障害者、特に障害のある女性及び女児に対して、障害者を包容し、かつ利用しやすいことを確保すること。

第89会期女性差別撤廃条約・第9次日本審査 (2024年10月17日)

**障害女性4名＋通訳者・介助者5名を派遣
渡航資金目標200万円を達成！**

寄せられた応援メッセージの数々

私たちが求めたこと

障害のある女性が複合差別を受けていることの認識、公的統計のジェンダー視点からの整備と集計の公表、複合差別を禁止し解消するための法律への明記と実行、及び、これらの検討決定過程に障害女性を参画させること

また優生保護法で否定された障害のある女性のSRHRを回復するため、CRPD勧告38b項の実行と、インクルーシブ教育への転換、及び、包括的性教育の実践を進めること

障害女性に関わる見解の概略①

国連女性差別撤廃委員会 第9回日本政府報告審査 総括所見
(2024年10月30日公表) (CEDAW/C/JPN/CO/9)

・第8回定期報告以後の積極的側面として、優生保護法に基づく被害者への補償法
のことが明記された(パラ4(B))

主な懸念事項および勧告

1) **女性の司法アクセス**: 障害のある女性など、マイノリティ女性が、司法へのアクセスを確保し、権利主張するための利用可能な救済手段を認識できるようにすること(パラ18(A))

2) **女性に対するジェンダーに基づく暴力**: 交差性差別(INTERSECTIONAL DISCRIMINATION)に直面している人にとって、ジェンダーに基づく暴力の被害者のための支援サービスへのアクセスが特に困難であることが懸念される(パラ27(c))。そのため、あらゆる多様な女性のニーズに合わせ、十分にアクセスできる支援サービス、シェルターを提供するか、(運営者)に適切に資金を提供すること(パラ28(c))

障害女性に関わる見解の概略②

1 3) 政治および公的生活への平等な参加：障害のある女性など、マイノリティ女性が、自分たちの生活に影響をあたえる意思決定システムに十分代表されていない（パラ35（E））。そのため、マイノリティ女性が意思決定システムに代表を送れるよう、一時的な特別措置を含む具体的措置をとること（パラ36（E））

4) 教育：性教育について一部の政治家や公人（PUBLIC OFFICIALS）によって検閲が行われたことを留意する（パラ37（c））。包括的な性教育が、政治家や公人による干渉がないようにすること（パラ38（c））。

雇用：障害のある女性などが職場で差別とハラスメントにさらされていることを懸念する（パラ39（E））。そのため、すべての女性が、職場での差別、ジェンダーバイアス、ハラスメントにさらされないよう、有害なジェンダー規範、社会規範に対して取り組みを行うこと（パラ40（G））。

5) 雇用：障害のある女性などが職場で差別とハラスメントにさらされていることを懸念する（パラ39（e））。そのため、すべての女性が、職場での差別、ジェンダーバイアス、ハラスメントにさらされないよう、有害なジェンダー規範、社会規範に対して取り組みを行うこと（パラ40（g））。

障害女性に関わる見解の概略③

6) 不利な立場にある女性のグループ: 障害のある女性など、不利な立場にある女性が、教育、雇用、健康へのアクセスを制限され、継続的に交差的形態の差別(intersecting forms of discrimination)に直面していることを懸念する(パラ47)。加えて、障害者差別解消法が、交差性差別に対応していないこと(同(b))、障害のある女性が、出産前、出産、産後のケアサービスを受けるための制度的障壁にぶつかっていることを懸念する(同(c))。そのため、障害のある女性の雇用、健康、社会生活への参加のための平等なアクセスを勧告する(パラ48)。さらに、障害者差別解消法を改正し、交差的な差別を明確に取り上げ、交差的差別を禁止し、適切な罰則を規定するよう勧告する(同(b))。

7) また、知的障害を含む障害のある女性の、性と生殖に関する保健サービスへのアクセス、差別からの保護、ケアを拒否した医療機関の責任の追及をすること(同(c))。

障害女性の課題を メインストリームに！

